

(別紙)

記入上の注意

- 1 【2. 対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。
 - (1) 基準日現在に通っている学校の在学期間について、記入してください。
また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
※ 専攻科の生徒は、在学期間・過去の高等学校等について、専攻科の状況のみ記入してください。
 - (2) 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等学校（専攻科）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 2 【4. 家計急変の発生事由について】の欄は、次により記入してください。
申請書提出後、収入の増額、再就職や結婚などで年収見込額等に変更があった場合は、速やかに学校等に申し出てください。
- 3 【5. 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の家計急変の状況について】の欄は、次により記入してください。
保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ア 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
※ 家計急変の発生事由を証明する書類…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
家計急変前を証明する書類 …課税証明書等
家計急変後の収入を証明する書類 …会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等

イ アの②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
アの②のうち、「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥並びイの「親権者が存在しない場合」に含まれます。
(注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、在学する高校等に確認の上、高校等を所管する教育局又は高校教育課へご相談ください。

ウ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を提出してください。

エ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における被扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（様式第4号））を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

オ ②の内容は必ず確認し、該当する場合は記載もれのないようにしてください。
- 4 【7. 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次により記入してください。
 - (1) 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
 - (2) 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業または修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業または修了後、直ちに就労をするものに限りません。

※専攻科の場合は、次により記入してください。

イ 生計維持者とは、

a. 生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（２名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

b. 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（１）～（４）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（１）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（２）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（３）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（４）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【５．生計維持者の家計急変の状況について】アの①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。

ハ アの②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

アの②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の１人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、アの⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ アの⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書（様式第４号））を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が３人以上の世帯に該当する場合は、当該生計維持者に係る扶養親族申告書を収入を証明する書類等（確認書類）とともに添付してください。

ヘ 【７．生徒の国籍・在留資格・在留期間について】の欄は、次により記入してください。

（１）生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援の「小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修学年限が三年以上のものに限る。）をいいます。

（２）生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、直ちに就労をするものに限りません。

留意事項

１ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。

２ 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和５年５月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、給付金を受給できません。

３ 申請者又は対象となる高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する給付金の給付を受けている場合は、給付金を受給できません。

４ 給付の回数は、年１回通算３回（定時制、通信制高等学校等に通う高校生等は４回。専攻科に通う高校生等は２回（専攻科で定める修業年限が１年の場合は１回））を上限とします。ただし、学び直しの支援を受けている場合は、この限りではありません。

５ ２校以上の学校に在学している場合は、いずれか１校を選んで申請をしてください。

６ 虚偽その他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、給付額の全部又は一部の返還を命じます。

７ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で残留期間が経過していても、在留期間の延長申請をすでに行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号第20条第6項の規定による「特例期間」に当たする場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

８ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和５年５月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。